

○広島県警察における広報活動に関する訓令

昭和49年3月1日

本部訓令第3号

〔注〕平成27年7月から改正経過を注記した。

改正 昭和55年3月本部訓令第2号 昭和55年3月本部訓令第15号  
昭和56年4月本部訓令第11号 昭和57年3月本部訓令第7号  
平成8年2月本部訓令第1号 平成8年5月本部訓令第14号  
平成13年3月本部訓令第9号 平成27年7月本部訓令第18号  
令和6年3月本部訓令第5号 令和7年2月本部訓令第4号

警察本部  
警察学校  
各警察署

広島県警察における広報活動に関する訓令を次のように定める。

広島県警察における広報活動に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、広島県警察（以下「県警察」という。）における広報活動を効率的かつ適正に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「広報」とは、県警察に対する県民の理解と協力を得るため、警察官の言動、新聞、放送、各種出版物等伝達を媒介するあらゆるもの（以下「広報媒体」という。）を通じて、警察活動の実態を正しく県民に伝える活動をいう。

2 この訓令において「広聴」とは、的確な警察行政を行ううえで必要な県民の理解と協力を得るため、直接県民からの意見などを吸収する広聴会、懇談会、世論調査等の諸活動をいう。

3 この訓令において「広報活動」とは、広報及び広聴をいう。

4 この訓令において「広報事務」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調整、指導、調査及び研究
- (2) 警察職員に対する広報活動に関する教養及び指導
- (3) 警察に関する法令、条例、規則等の県民に対する周知徹底
- (4) 警察の運営方針及び活動状況の広報
- (5) 報道機関に対する発表その他の報道連絡
- (6) 官公庁その他の団体との広報活動に関する連絡

- (7) 各種広報媒体の利用及びこれに対する便宜供与
  - (8) 広報紙その他の広報関係印刷物の発行及び配布
  - (9) 広報資料の収集、管理及び提供
  - (10) 民警懇話会その他の広聴会の開催及び世論調査の実施
  - (11) 警察施設の見学者の受付及び案内
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、広報活動に必要な事務
- 5 この訓令において「課」とは、広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第2条から第6条までに規定する警察本部の課、室、隊及び所並びに組織規則第24条の5第1項に規定する市警察部の課並びに組織規則第25条に規定する警察学校をいう。
- 6 この訓令において「所属」とは、課及び警察署をいう。
- （一部改正〔平成27年本部訓令18号〕）
- （的確な広報活動の実施）
- 第3条 広報活動の実施に当たっては、社会情勢及び県民の意向を的確には握し、形式に流れることなく、常に新しい感覚と知識により計画的かつ効率的に行うよう努め、並びに警察行政と一体となつて警察責務の一端を担うよう努めなければならない。
- （職員の基本的心構え）
- 第4条 警察職員は、すべて自らが広報活動の実施者であることを自覚し、常に県民に好感を与えるような言語、態度を保持し、あらゆる機会を活用して広報活動の目的を達成するよう努めなければならない。
- （広報事務の総合的推進）
- 第5条 総務部長は、県警察における広報活動の総合的な企画及び調整を行うものとする。
- 2 総務部広報課長（以下「広報課長」という。）は、広報事務の全般的な企画、推進及び連絡調整を行うものとする。
- 3 警察本部各部の庶務担当課長は、部内における広報事務について総合的な調整を行うものとする。
- （所属における広報活動の推進）
- 第6条 所属の長（以下「所属長」という。）は、その所掌事務について、常に社会情勢に適応した積極的かつ効果的な広報活動の推進に努めるものとする。
- 第7条 削除
- （広報事務担当者等）
- 第8条 広報事務の円滑な実施を図るため、所属に広報事務担当者を置く。

- 2 広報事務担当者は、課の次席、副隊長及び副校長並びに警察署の副署長又は次長をもって充てる。
- 3 広報事務担当者は、所属における広報事項の選定並びに広報活動の企画及び推進に当たるとともに、広報事務の計画的かつ効率的な運用を図らなければならない。
- 4 広報事務担当者が、広報事務を執ることができない場合に、その事務を代行する者として、所属に広報事務担当補助者を置く。
- 5 広報事務担当補助者は、警部補以上の階級にある警察官のうち、所属長が指名した者をもって充てる。

(一部改正〔令和6年本部訓令5号〕)

(広報会議)

第9条 総務部長は、広報活動の企画及び調整を行うため必要があるときは、所属長の全部又は一部の出席を求め、会議を開くことができる。

- 2 広報課長は、広報活動の実施について必要があるときは、広報事務担当者の全部又は一部の出席を求め、会議を開くことができる。
- 3 前2項の会議には、必要に応じ、部外から有識者の出席を求め、広報活動推進上の意見を求めることができる。
- 4 課(広報課を除く。)の長は、課において、広報活動に関する会議を開く場合は、広報課長の出席を求めることができる。

(緊密な連絡の保持等)

第10条 広報課長及び所属長は、広報活動を円滑に実施するため、相互に緊密な連絡を保つものとする。

- 2 広報課長は、警察本部において毎月又は一定の期間を定めて策定する広報重点事項を警察署長に通知するものとする。
- 3 警察署長は、前項の規定により通知を受けた広報重点事項に基づき、当該警察署の実情に応じた広報を実施するものとする。

(緊急事態における広報)

第11条 突発重大事案又は大規模災害若しくは社会の関心を集めるような重要若しくは特異な事件等(以下「緊急事態」という。)が発生したときは、広報班を編成して迅速かつ的確な広報を実施するものとする。

(広報班)

第12条 前条の広報班は、警察本部及び緊急事態発生地を管轄する警察署(以下「所轄警察署」という。)に置く。

- 2 広報班は、班長及び広報要員をもつて編成する。
- 3 広報班長は、警察本部にあつては広報課長又は警察本部長が指名した者、警察署にあつては巡査部長以上の階級にある警察官のうち、警察署長が指名したのものをもつて充てる。
- 4 広報要員は、次の各号に適合する者の中から、所属長の上申に基づき、警察本部長が指名する。
  - (1) 誠実、明朗で、かつ、行動的な者
  - (2) 沈着、冷静で、説得力に優れ、かつ、忍耐力のある者
  - (3) 文章表現力、話術等に優れた者
  - (4) 報道関係者と面識があり、その接遇に慣れている者(広報班の任務等)

第13条 広報班は、緊急事態に際し、報道その他広報に必要な情報資料の収集、整理及び発表資料の作成、記者会見の補佐、報道関係者に対する便宜供与並びに報道関係者との連絡調整その他広報に関する事務に当たるものとする。

- 2 警察本部の広報班（以下「本部広報班」という。）は警察本部長の指揮を受け、警察署の広報班（以下「署広報班」という。）は所轄警察署の長（以下「所轄警察署長」という。）の指揮を受けて、広報を行うものとする。
- 3 本部広報班及び署広報班は、緊密な連絡を保ち、相互に協力して広報を行わなければならない。
- 4 広報班長及び広報要員は、その任務の重要性を自覚し、研究及び訓練を重ねるとともに、任務を遂行するに当たっては、沈着、冷静に行動し、常に事態の推移及び動向を正確には握して広報を行わなければならない。  
(広報班等の派遣)

第14条 警察本部長は、必要があると認めたときは、本部広報班を現地に派遣するものとする。

- 2 所轄警察署長、地域部地域課鉄道警察隊長（以下「鉄道警察隊長」という。）及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速道路交通警察隊長」という。）は、必要があると認めたときは、ブロック捜査運営要綱（昭和47年3月31日付け広捜一第280号）第3条第1項に基づくブロック内の警察署長又は隣接する警察署長等に対し、人員、器材、車両等の派遣を要請することができる。
- 3 第1項及び前項の規定により派遣された本部広報班及び広報要員は、所轄警察署長又は鉄道警察隊長若しくは高速道路交通警察隊長の指揮を受けるものとする。

（一部改正〔令和7年本部訓令4号〕）

(広報技術の研究)

第15条 広報事務に携わる者は、あらゆる角度から広報に関する研究を行い、広報技術の向上に努めなければならない。

(報告及び連絡)

第16条 所属長は、次に掲げる事項について、広報課長を経て、速やかに警察本部長に報告するものとする。

- (1) 特に重要と認める広報活動の実施計画
- (2) 広報活動に関係を有する重要又は特異な事件等の発生及び処理状況
- (3) 広報をするのに適当と認める所属警察職員の行為
- (4) その他広報活動上参考となる事項

(実施規定)

第17条 この訓令に定めるもののほか、広報活動を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和49年3月1日から施行する。
- 2 広島県警察広報規程（昭和30年広島県警察本部訓令第35号）は、廃止する。
- 3 広島県警察における文書取扱いに関する訓令（昭和46年広島県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和55年3月7日本部訓令第2号）抄

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月1日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年5月13日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月27日本部訓令第18号）

この訓令は、平成27年7月29日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第5号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日本部訓令第4号）抄

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。